

新型コロナウイルス変異株緊急事態に対する協力要請

5月14日(金)~5月31日(月)

岡山市及び倉敷市全域における協力要請

飲食店等

(食品衛生法に基づく店舗
テイクアウト、デリバリー除く
カラオケボックス含む)

大規模集客施設

(生活必需品を取り扱う売り場除く)

■営業時間短縮の要請

- ・短縮内容:午後8時まで
- ・酒類の提供は、終日行わない
(利用者による酒類持ち込み含む)

■営業時間短縮の協力依頼

- ・短縮内容:午後8時まで
- ・酒類の提供は、終日行わない
(利用者による酒類持ち込み含む)

岡山県全域における協力要請

県民

- 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛
- 黙食や個食、会話の際のマスク着用など感染予防を徹底
- 路上・公園等における飲酒の自粛
- バーベキューなど屋外における大人数による飲食の自粛
- 地域で集まって行う会食やカラオケなどの自粛
- 営業時間短縮要請に応じていない飲食店等の利用の自粛
- 県外との不要不急の往来は極力控える
- 「新しい生活様式」の実践の徹底

イベント 主催者

- 県外又は県内全域から参加が見込まれるイベントの自粛
- イベント、催物の開催方法の変更・延期の検討
- マスクの着用、手指消毒、換気、大声禁止、会場での飲食制限の徹底
- 参加人数制限(人数上限:5,000人、収容率:大声無100%以内、有50%以内)

事業者

- 在宅勤務、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組
- 社員食堂において、座席数を減らす、休憩時間の幅を持たせる
- 寮などの共同生活の場での感染防止対策の徹底
- 会議、集会、説明会、研修、学会等の開催の自粛

飲食店等

- アクリル板等設置、座席の間隔確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスクの推奨、換気の徹底
- カラオケ設備の使用自粛

学校

- 学生・生徒・児童へ「県民への協力要請」の周知
- 部活動、課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛
- 寮における感染防止対策の徹底

岡山県時短要請協力金(第2期)

営業時間短縮と酒類の提供を終日行わないことにご協力いただいた飲食店等に対して、協力金を支給します

支給要件

※全てを満たすこと

- 1 食品衛生法第52条に基づく飲食店または喫茶店の営業を行う店舗(テイクアウト、デリバリーを除く、カラオケボックス含む) (令和3年5月13日(木)以前から営業していること)
- 2 要請期間中の全ての日において、営業時間短縮と酒類の提供を終日行わず(利用者による酒類持ち込みを含む。)、要請に全面的に協力していること(遅くとも5月17日(月)から開始すること)
- 3 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること
- 4 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合は、当該設備の利用を終日自粛すること
- 5 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

支給額等

1店舗あたり

<中小企業等(売上高方式)>

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの支給額
8万3,333円以下 (年間:3,042万円以下)	2万5,000円
8万3,333円超~25万円未満 (年間:3,042万円超~9,125万円未満)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の3割
25万円以上 (年間:9,125万円以上)	7万5,000円(上限額)

<大企業(売上高減少額方式)>

1日あたりの支給額:
前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割
※上限額:20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたりの売上高×3割の低い額

※中小企業等も大企業の方式を選択可

申請方法

受付開始：令和3年6月中旬予定

申請方法については、郵送及び電子申請により行います。
詳細が決定し次第、県ホームページに掲載します。



岡山県時短要請協力金HP

岡山県時短要請協力金



相談窓口

岡山県 時短要請協力金 コールセンター

TEL 086-226-7968 受付時間 9:00~17:00

(土日・祝日は休み ※5月16日(日)までの土日祝日は受付)

